

さいたま市告示第847号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

東大宮四丁目自治会

2 変更した事項

区域 さいたま市見沼区東大宮4丁目1番地から74番地までの区域とする。ただしこのうち、他の自治会に所属する区域は除くものとする。

本会の管轄区域内に新たな地番が追加された場合も、これを本会の区域に含むものとする。

3 変更年月日

令和8年5月14日